

徳島県告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次に掲げる者をふるさと納税拡大戦略推進事業に係る寄附金の指定納付受託者として指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年一月二十四日

徳島県知事

後藤田

正

純

名称	住所又は事務所の所在地	指定年月日
株式会社JALUX	東京都港区港南一丁目二番七号 品川シーズンテラス十二階	令和六年十二月十九日